

業務を行う範囲を改訂について

2017年1月1日より、性能評価等（住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物、BELS評価等、現金取得者向け新築対象住宅証明書、住宅性能証明書等）の業務を行う範囲を下記の通り改訂します。

『1棟当たりの床面積（増築の場合は増築後の床面積）の合計が5,000㎡以内（3,000㎡を超えるものは、認証型式部材等を有する建築物に限る。）、かつ、地上8階以下で高さ28m以下の建築物（地上5階以上の建築物は東京都及び神奈川県内のものに限る。）』

業務を行う範囲（参考）

1棟当たりの床面積	高さ28m以下		地上9階 or 高さ28m超
	地上1階～4階	地上5階～8階	
0～3000㎡以下	○	○ 東京都・神奈川県のみ	×
3000㎡超～5000㎡以下	○ 製造者認証のみ	○ 東京都・神奈川県のみ かつ製造者認証のみ	×
5000㎡超～	×	×	×